

(別紙2)

## 審査の結果の要旨

氏名 木下 聡

中世武士のほとんどが、古代律令制に系譜を引く官途・位階(官位)を帯びていたことは、文字史料に現れる自称・他称のほか、叙任に際して天皇から発給される口宣案や、主人が従者に官途授与を約した官途状など、直接官位制に関わる文書から、容易に知ることができる。本論文は、口宣案・官途状などを網羅的に収集して得られた、膨大なデータ(たとえば、巻末の100頁を超える「口宣案表」を見よ)をもとに、中世後期から近世にかけての武家官位の時代的変遷と地域的特徴を全面的に明らかにした、最初の仕事である。

「第一部 室町幕府・大名と官位」では、14世紀に形成された將軍を中心とする「官途秩序」が、幕府勢力圏に広がっていったこと、その動きのなかで各大家は、それぞれの由緒に基づく独自の観念や秩序を生み出していったこと、を述べる。「第二部 武家官位の個別的展開」では、無数にある官途のなかで、武家にとって重要な意味をもった左馬頭・衛門兵衛督・四職大夫・受領官途を個別に検討し、「どの官途を名乗るか」が政治社会においてもった意味あいを考察する。「第三部 総論」では、第一・二部の分析を総合して、幕府勢力圏・関東・東北九州の各地域における、室町期・戦国期の「官途秩序」を整理して図式化し、最後にそれが統一権力の登場のなかでどう再編成されて、近世幕藩制下の官位制度へと展開していったかを展望する。

本論文のおもな功績は、次の3点にまとめられる。

第一に、官途状・口宣案等、一通一通には短く定型的な文言しかない地味な文書を、万のオーダーで膨大に収集し、それに支えられて、かつてなく信頼度の高い分析を実行したことである。そこから、確信に満ちた論述と的確な先行研究批判が生まれ、この分野の研究水準を大幅に引き上げることになった。

第二に、武家官位制が、とくに中世後期には公家官位制の枠外にはみ出した部分が大きくなり、律令制とはまったく異なった原理に基づくようになることを解明し、いわゆる「官位相当」とは無関係と断言したことである。それを踏まえて、時代ごと、地域ごとに独自の由緒や礼的秩序に支えられた「官途秩序」を析出し、概念図にまとめあげた。

第三に、室町～戦国期の人物や政治過程についての該博な知識に基づいて、引用される一通一通の文書の背景や内容について、筋の通った説明を施したことである。すべての説明が妥当だとまでは言えないにしても、今後の研究に有用な仮説を提起したことはまちがいない。

他方、本論文の弱点は、第一に、扱った事例が膨大なだけに、個々の事例に即した分析深度には物足りない点があり、批判の余地を残したこと、第二に、意図を読者に正確に伝えるという観点に照らして、文章表現に未熟な点が散見されることである。しかしこれらは、今後の研鑽によって克服されていくことが十分に予想され、根本的に論文の価値を損なうほどの弱点ではない。

以上より、本委員会は、本論文を博士(文学)の学位を授与するにふさわしい優れた業績として認めるものである。